

売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第4弾）申請受付要項

1 事業趣旨

福島県まん延防止等重点措置等（以下、「本措置」という。）に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルス感染症（以下、「新型感染症」という。）の拡大や長期化による直接的な影響を受け、売上が減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付します。

2 交付対象者及び交付要件

(1) 交付対象者

福島県内の中小事業者（個人事業者も含む）

(2) 交付要件

次の「ア」から「ク」の要件を全て満たすこと。

ア 福島県内に本社又は本店がある中小法人・個人事業者で、以下の（ア）又は（イ）に該当すること。

（ア）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

（イ）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

〔*事務所または店舗の所在地及び納税地が福島県であることが必要です。
ただし、福島県内のみ店舗を有する個人事業者に限り、本要件を満たすものとみなす。〕

イ 福島県内の飲食店と直接または間接の取引があること、又は新型感染症の拡大や長期化による直接的な影響を受けたこと。

ウ 令和4年1月又は2月（以下、「対象月」という。）の売上げが平成31年から令和3年のいずれかの同月（以下、「基準月」という。）の売上げと比較して30%以上減少したこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、別表1に定める月の売上げと対象月の売上げを比較することができる。（以下、「特例措置」という。）

（ア）対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

（イ）令和3年2月2日から令和3年12月31日までに創業している場合

エ 売上げを比較する月を含む事業年度の確定申告を行い受領していること。

オ 令和3年12月31日以前から事業を行っており、申請時において事業を継続していること。

カ 以下の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）本措置における営業時間短縮要請の対象事業者

（イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

キ 以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）国、法人税法別表第1に規定する公共法人

（イ）政治団体

- (ウ) 宗教上の組織又は団体
- (エ) 指定管理者、第三セクター
- ク 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

3 交付額

1 事業者あたり一律 20 万円

※1 事業者につき 1 回限りです。

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和 4 年 2 月 10 日（木）から令和 4 年 4 月 28 日（木）まで

本受付は、予算の繰越が認められることを前提としています。

(2) 申請に必要な書類

別表 2 のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 郵送の場合

(宛先) 〒960-8043

福島市中町 1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

※令和 4 年 4 月 28 日（木）の消印有効

※切手（送料は申請者負担）を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※宅急便・宅配便は、郵便局留で受取ができません。

イ 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第 4 弾）」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part4.html>

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、御理解と御協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第 4 弾）」のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局（別表 3）でお受け取りください。

ウ 申請要件等の詳細については、本県版一時金第 4 弾 Q & A 等を参照してください。

5 交付決定

- (1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、一時金を交付します。
- (2) 申請書類の審査の結果、一時金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 問合せ先

一時金に関する専用相談窓口（福島県一時金コールセンター）

（電 話） 0 2 4 - 5 2 1 - 8 5 7 2

（受付時間） 毎日 9 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分まで

7 留意事項

- (1) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取る場合があります。
- (2) 申請で把握した個人情報、一時金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用させていただくほか、福島県個人情報保護条例に基づき、目的外利用ないし第三者提供を行う場合があります。
- (3) 事業活動が分かる書類、飲食店との直接・間接の取引を示す書類など 一時金の交付に当たって必要となる証拠書類は、一時金の受給の日の属する年度の終了後5年間、県からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう申請者において適切に保管してください。
- (4) 書類の不備等があり、福島県（福島県の委託を受けた者を含む）が申請者に連絡・確認できない場合が相当期間続いたとき（申請受付日から1ヵ月経過した日、又は令和4年5月18日（水）のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取下げられたものとみなします。
- (5) 一時金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、一時金の返還、違約金の支払い等を求める場合があります。
- (6) 申請で提出された確定申告、飲食店営業許可証等の内容については、必要に応じ関係する官公庁に照会させていただく場合があります。

別表 1

(ア) 対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

特例措置により対象月と比較する月
令和3年10月から令和3年12月までのいずれかの月

(イ) 令和3年2月2日から令和3年12月31日までに創業している場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
令和3年2月2日から令和3年10月1日までに創業している場合	令和3年10月から令和3年12月までのいずれかの月
令和3年10月2日から令和3年11月1日までに創業している場合	令和3年11月又は令和3年12月
令和3年11月2日から令和3年12月1日までに創業している場合	令和3年12月
令和3年12月2日から令和3年12月31日までに創業している場合	令和4年1月